

会則変更 第12条の文言の修正

一年おきの納入では不可であることを明示するために、「つづけて二年分」ではなく「二年分」とする。

新	旧
第十二条（会費） 会費は、年額三〇〇〇円とする。 会費を二年分滞納した場合は、原則として退会したものと見なす。	第十二条（会費） 会費は、年額三〇〇〇円とする。 会費をつづけて二年分滞納した場合は、原則として退会したものと見なす。

二〇二四（令和六）年六月一日の総会で改正

二〇二五（令和七）年四月一日より施行